

後見人の兄に懲役3年求刑

盛岡地裁 初公判 弟の1千万円横領

盛岡地検は5日まで、約1千万円を着服したに、自身が成年後見人として、業務上横領のを務めていた弟の預金罪で、盛岡市本町通3

の9の7、柴田信弘元建設会社社長(61)を盛岡地裁に在宅起訴した。同地裁(片多康裁判官)で同日、初公判が開かれ、柴田被告は起訴内容を認めた。検

察側は懲役3年を求刑、弁護側は執行猶予を求めた。

預金は分割した両親の遺産と指摘した。

起訴状によると、柴田被告は2008年3月7日から09年11月12日までの間、成年後見人として預貯金を預かっていた弟の口座から28回、計1026万2千円を引き出し、横領したとされる。03年2月、盛岡家裁から成年後見人に選任されていた。検察側は冒頭陳述で「会社の資金繰りが厳しく、借金返済や従業員への給与に充てた」08年8月、家裁調査官による照会の際、犯行前の通帳の写しを提出し、発覚を免れた。11年8月の照会では、出入金を偽るのは困難と判断し、犯行を報告した」と指摘した。

柴田被告の弟は最重度の知的障害があり施設に入所中で、着服した預金は分割した両親の遺産と指摘した。盛岡家裁所長が1月16日付で盛岡地検に告発。柴田被告に持病があることから、同地検が任意で調べていた。同家裁によると、後見人の監督は、定期的に行うが、周期は定められていない。同家裁は「成年後見人の不正が発覚したことは誠に遺憾。指導監督を適切に行っていく」としている。

これからのくらし仕事支援室
PS 高橋岳志さんが裁判所へ

柴田被告の弟は最重度の知的障害があり施設に入所中で、着服し